

創政会研修会出席報告書

- 1 日 時 平成 26 年 10 月 30 日 (木) 13:30~16:30
平成 26 年 10 月 31 日 (金) 9:30~12:00
- 2 会 場 TKP 御茶ノ水会議室
- 3 講 師 廣瀬 和彦氏 (明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院講師)
- 4 参加者 創政会 桑田 鉄男、下川原 光昭、下舘 祥二

5 内 容

(1) 議員定数について

議員定数とは議会議員の総定数をいい、議会は合議体であることから、その成立要件として少なくとも 3 人以上の構成員が必要。

明治にドイツを参考にし、明治以来の法定定数制度が維持されてきたが、法律において何らかの基準を定めておくことが適当であるとされたことから、人口区分に応じて上限数を決定し、その数を超えない範囲内において条例で定めると規定。

平成 23 年法改正において、議会制度の自由度を高め議会機能を充実・強化させる必要があることから、法定上限制度は不要であり、廃止となったことから、議員定数を定める条例案については長及び議員のいずれもが提案できることになった。

《議員定数の考え方》

- ①常任委員会数方式 ②人口比例方式 ③住民自治（区割）方式
- ④議会費固定化方式 ⑤類似都市（人口、財政規模）との比較方式 等

(2) 議員報酬について

議員報酬は主に特別職報酬等審議会が、①消費者物価上昇率、②人口、財政等が類似している地方公共団体の特別職の給与、③過去の給与改定の状況、④一般職職員の給与状況、⑤議会費が一般財源構成割合、⑥議員報酬月額総額の住民 1 人当たりの額との比較、⑦議員の活動状況（審議日数）。等を参考基準とした。

6 所 感

議員定数、議員報酬とも、増やす・現状・減らすにしても、議員一人ひとりの考え方の違いを議論、討議し、お互いの理解を深め、市民への説明責任を果たしていかなければならないと考えさせられた。